新型コロナウイルス 対応支援策について (フリーランス向け)

第7版:2020年6月2日版

(支援策の拡充等に応じて、随時増補改訂予定)

※個別の状況により対応が異なる場合もありますので、不安な場合は各制度の窓口に 電話などでの問い合わせをお勧めいたします。 資料:経済産業省『<u>新型コロナウイルス感染症で影響を</u> 受ける事業者の皆様へ』令和2年6月2日20:00時点版



新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り

総額1.6兆円規模で徹底的に支援



設備投資・販路開拓

サプライチェーンの毀損等にも対応



経営環境の整備





国民健康保険等の保険料の支払いが難しい人への猶予8. 国民健康保険等の取扱い

---17

収入の減少がある人のための貸付 1. 個人向け緊急小口資金等(特例貸付)	4	電気・ガス料金の支払いが難しい世帯への支払い猶予 9. 電気・ガス料金の支払い猶予措置	•••18
仕事がなく生活に困窮している世帯向けの貸付 2. 総合支援基金(生活支援費:特例貸付)	6	事務所家賃や従業員への支払いがある事業主向け融資 10. 無利子・無担保融資	19
小学校以下の子供を持つ休業した保護者への給付 3. 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援	•••9	これから販売促進や設備投資への支出がある事業主向け補助金 11. 小規模事業者持続化補助金	• • • 21
期限内の確定申告が困難だった事業者 4. 税務申告・納付期限の延長	13	売上が前年同月比で50%以上減少している人への給付 12. 持続化給付金	•••23
前年の同月と比較して20%以上売上が減少した事業者 5. 納税の猶予の特例(事業収入が減少する場合)	14	売上の減少がある事業者への地代・家賃負担軽減 13. 家賃支援給付金	24
事業の損失が大きく納税が難しい事業者、個別の事情による。 6. 国税・地方税の猶予制度(個別の事情に該当するよ		離職・廃業や収入の減少で家賃支払が難しい世帯への家賃支給 14. 住宅確保給付金(4月30日制度改正)	•••25
固定資産を保有しており収入が前年と比較して減少している事 7. 固定資産税・都市計画税の減免	事業者への減免 •••16	住民票がある全ての人への給付金 15. 特別定額給付金	28

収入の減少がある人のための貸付

資料53ページ

1. 緊急小口資金(特例貸付)

<対象>

新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があり、生活維持のため貸付が必要な世帯 <貸付額と条件など>

学校等の休業や個人事業主などの場合 20万円以内 その他の場合 10万円以内

- 申請から交付まで約1週間
- 無利子での貸付(返済期限までに完済しない場合残元金に3%)
- 2年以内(24回以内)に返済

<申込先>

市区町村の社会福祉協議会

ほか、**失業などで生活に困窮している世帯向けの生活支援費(特例貸付**)⇒6ページも設定されています。

※今回の特例措置では、「**償還時になお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる**こととし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する」とされています。

1. 緊急小口資金 必要書類

- 1. 免許証、保険証などの本人確認書類
- 2. 住民票(世帯全員記載、発行後3か月以内のもの)
- 3. 申込当日までの記帳がされた預金通帳で①②を満たすもの
 - ①新型コロナウイルスの影響で明らかに以前と比べて入金が少ないなど減収したことがわかる
 - ②税金・社会保険料・公共料金などの支払いが確認できる
- ※通帳で①②が確認できない場合、日常的に入出金に使っている通帳+給与明細などで証明
- ※賃金が手渡しの場合など通帳で収入が減ったことを確認できないとき
- ⇒a.確定申告をしている場合:昨年の確定申告書と今年(1月~3月)の出納帳などで減収を説明
 - b.確定申告をしておらず、減収を証明する書類が用意できない場合:上限10万円になるが、貸付可能
- 4. 返済額引き落とし口座の銀行印
 - ※現状、返済額の引き落とし口座には印鑑登録していないネットバンキングは設定不可

仕事がなく生活に困窮している世帯向けの貸付(1.個人向け緊急小口資金と同じ時期の貸付不可※注1)

資料53ページ

2. 総合支援資金(生活支援費:特例貸付)

<対象>

新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少や失業により生活が困窮しており、日常生活の維持が困難な世帯 ※その後自立相談支援事業等による継続的な支援を受けること

<貸付額と条件など>

二人以上世帯 月額20万円以内で原則3か月以内

単身世帯 月額15万円以内原則3か月以内

- 申請から交付まで最短20日
- 無利子での貸付(返済期限までに完済しない場合残元金に3%)
- 10年以内(120回以内)に返済

<申込先>

お住まいの地域の市区町村の社会福祉協議会

※注1:本資金は、緊急小口資金(特例貸付)と同じ時期に貸付けることはできません(緊急小口資金を利用したあとに、収入減が続く場合や失業等となった場合に、総合支援資金を申請することは可)。

※今回の特例措置では、「**償還時になお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる**こととし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する」とされています。

2. 総合支援基金(生活支援費) 必要書類

- 1. 免許証、保険証などの本人確認書類
- 2. 住民票(世帯全員記載、発行後3か月以内のもの)
- 3. 申込当日までの記帳がされた**預金通帳**で①②を満たすもの
 - ①新型コロナウイルスの影響で減収したことがわかるもの
 - ②税金・社会保険料・公共料金などの支払いが確認できるもの
- ※通帳で①②が確認できない場合、日常的に入出金に使っている通帳+給与明細などで証明
- ※賃金が手渡しの場合など通帳で収入が減ったことを確認できないとき
- ⇒確定申告をしている場合は昨年の確定申告書と今年(1月~3月)の出納帳などで減収を説明。 確定申告をしていない場合は、各社会福祉協議会に問い合わせください。
- 4. 失業・離職などの場合、離職票・廃業届・源泉徴収票等の証明書類
- 5. 実印+印鑑登録証明書
- 6. 返済額引き落とし口座の銀行印
 - ※現状、返済額の引き落とし口座には印鑑登録していないネットバンキングは設定不可

1. 2. の貸付の詳細、Q&Aなどは 全国社会福祉協議会 のページに掲載されています。

窓口での申請になりますので、感染への注意を忘れずに。

不明点がある場合事前にお住まいの地域の社会福祉協議会に電話での問い合わせをお勧めいたします。

小学校以下の子供を持つ休業した保護者への給付

資料52ページ

3. 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

<対象>

小学校、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園保育園等の子の保護者 (フリーランス)で

- ①学校が休業になったため仕事ができなかった保護者
- ②感染、風邪、濃厚接触などで学校を欠席させて子供の世話をした保護者

<期間>

小学校等が臨時休業した**令和2年2月27日から9月30日**の間で<u>春休みなど学校がもともと</u> <u>休みだった日を除く</u>日

<支給額>

就業できなかった日について、1日当たり4,100円(令和2年4月1日以降の日について 1日当たり7,500円に引き上げ予定)

3. 臨時休業保護者支援 必要書類(1)

1. 支給申請書

(子と同居の場合「様式第1号」、子と別居の場合「様式第2号」※親権者の署名必要)

- 2. 子供の小学校等の臨時休業の通知や通知メールのコピー
- 3. 業務委託契約書・電子メールなど業務の内容や報告が確認できるもの

<契約書の要件>

- ・個人で契約していること
- ・学校などの臨時休業の開始より前に締結した契約
- ・業務の内容、業務の場所や業務の日時が指定されていること
- ・時間や日単位で計算される報酬、作業量で計算される報酬のもの
- ⇒契約書がない、上記要件が不十分な契約の場合「<u>様式第3号</u>」で代用(※発注者の押印必要)

書き方が煩雑なため様式第1号~第3号の記入例や詳細は必ず支給申請手引きをご参照ください。

※各様式のワード、エクセル版は<u>こちら</u>からダウンロードください。

3. 臨時休業保護者支援 必要書類(2)

- 4. 1.で「様式第1号」を出す人⇒**住民票原本** 「様式第2号」を出す人⇒続柄がわかる戸籍謄本
- 5. 振込先口座確認のためキャッシュカードや通帳の写し
- 6. <対象 > ②で子供が欠席していた場合 \Rightarrow a. \sim c. の書類のうちいずれか a. 欠席が認められたことがわかる文書
 - (日付、小学校名がわかること。連絡帳なら表紙に学校名を記載し添付)
 - b.診断書、薬局の領収書、お薬手帳などで内容がわかるもの
 - c.任意の様式の申立書 ※「支給申請手引き」に記載例あり

3. 臨時休業保護者支援 提出先

1. 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川にお住まいの方

T100-8228

千代田区大手町2-6-2 6階662執務室

学校等休業助成金・支援金受付センター

2. 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、 三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、 和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、 徳島、香川、愛媛、高知にお住まいの方

〒176-0012

東京都練馬区豊玉北3-21-7 アリアス桜台ビル2F

学校等休業助成金・支援金受付センター

3. 新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、 岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄にお 住まいの方

〒170-6025

東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 25階

学校等休業助成金・支援金受付センター

4. 北海道にお住まいの方

〒550-8798

大阪西郵便局私書箱62号

学校等休業助成金・支援金受付センター

締切: 令和2年12月28日 (消印有効) に延長予定 特定記録など配達記録が残るもので郵送

期限内の確定申告が困難だった事業者

資料65ページ

4. 税務申告・納付期限の延長

<対象者>

新型コロナウイルスの影響で外出を控えるなど期限内に申告できなかった場合

<対象となる申告>

申告所得税 (及び復興特別所得税)・個人事業者の消費税 (及び地方消費税)・贈与税の申告と上記に係る各種申請・届出

<延長の手続方法>

申告ができるようになった時点で申告する。その際、申告書の右上の余白に「**新型コロナウイル** スによる申告・納付期限延長申請」と記載。

※確定申告書等作成コーナーを利用して e-Tax で提出する場合は 「送信準備」画面の「特記事項」欄に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力

詳細は「<u>確定申告期限の柔軟な取扱いについて</u>」及びこれに関する<u>FAQ</u>、国税庁のHP (<u>https://www.nta.go.jp/index.htm</u>)をご確認下さい。

前年の同月と比較して20%以上売上が減少した事業者

資料66ページ

5. 納税の猶予の特例(事業収入が減少する場合)

<対象者>

2020年2月から納期限までの一定の期間(1か月以上)において前年同期比概ね**20%以上**収入が減少し、以下の要件を満たす事業者(下記は国税についての要件として示されているもの)

- ①国税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持が困難になるおそれがあると認められること
 - ②納税について誠実な意思を有すると認められること
 - ③猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
 - ④納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
 - ※その他、個別の事情がある場合も猶予が認められることがあります
- <納税の猶予期間>
- 1年間 (担保不要、延滞税免除)
- <延長の手続方法>

国税:所轄の税務署の徴収担当に電話で相談後、手続き 地方税:都道府県・市区町村に相談 猶予が認められると所轄の税務署等から「納税の猶予許可通知書」が送付されます。

事業の損失が大きく納税が難しい事業者、個別の事情による納税者への支払い猶予 資料67-68ページ

6. 国税・地方税の猶予制度(個別の事情に該当する場合)

<対象者>

納税者や家族が新型コロナウイルスにり患した場合や、新型コロナウイルス感染症に関連して以下のようなケースに該当する場合、猶予制度が認められることがあります。

- ①災害により消毒が原因で廃棄するなど、財産に相当な損失が生じた場合
- ②本人や家族が病気にかかった場合
- ③事業を廃止したり休止した場合
- ④利益の減少など事業に著しい損失を受けた場合

<相談・問い合わせ先>

国税:所轄の税務署

住民税や固定資産税等の地方税:お住まいの都道府県・市区町村

固定資産を保有しており収入が前年と比較して減少している事業者への減免

資料71ページ

7. 固定資産税・都市計画税の減免

<対象者>

中小企業・個人事業主を含む小規模事業者で建物や設備等を保有し、事業収入が減少している事業者

<減免率>

2020年2月-10月までの任意の連続する 3か月間の収入の対前年同期比減少率	減免率	
50%以上減少	全額	
30%以上50%未満	2分の1	

<相談・問い合わせ先>

固定資産税等の軽減相談窓口:0570-077322

国民健康保険等の保険料の支払いが難しい人への猶予

資料73ページ

8. 国民健康保険等※の取扱い

※国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険

<対象者>

市区町村において特別な理由があると認められた人

<徴収猶予の内容>

条例等の定めるところにより保険者の判断で保険料(税)の徴収猶予を行うことが可能とされているため、これに基づいた運営がされるよう厚生労働省から示されています。

また、国民健康保険等の資格取得、資格喪失、住所変更等の届出・申告についても届出の事由が生じた日から14日以内とされているところ、柔軟に運営されるよう求められています。

<相談・問い合わせ先>

お住まいの市区町村の国民健康保険担当課(国民健康保険料)、後期高齢者医療担当課(後期高齢者医療制度保険料)、介護保険担当課(介護保険料)

電気・ガス料金の支払いが難しい世帯への支払い猶予 資料74ページ

9. 電気・ガス料金の支払い猶予措置

<方法>

契約の電気事業者・ガス事業者に個別に電話で相談・申請

電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf

ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf

緊急小口資金もしくは総合支援資金の貸付を受けた方・受けようとする方、電気・ガス料金の支払いに困難な事情があると認められる方には、電話での申請により支払期限を3か月延長等の措置を講じています

すでに支払督促されている場合もすぐには供給停止をしない等の措置が取られます

- ・電話での申請(郵送申請や証拠書類添付はなし)
- ・電話の際はお客様番号などがわかる明細などがあるとスムーズ
- <問い合わせ先> 各電気事業者・ガス事業者

事務所家賃や従業員への支払いがある事業主向け融資資料7ページ

10.日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付

<用途>

事業主・フリーランスの運転資金・設備資金の融資

例:事務所の家賃の支払い、従業員の給与などの支払いや設備投資用

※フリーランスや個人事業主の生活費には充当できません

<要件>

- ①最近1か月の売上高が前年か前々年と比較して**5%以上**の減少
- ②業歴が3か月以上1年1か月未満の場合 最近1か月の売上高が a.過去3か月の平均売上高b.令和元年12月の売上高 c.令和元年10月~12月の売上高平均額 と比較して**5%以上**の減少
- ※個人事業主、事業性のあるフリーランスは、柔軟に対応

<条件>

- 当初3年間は融資の種類により利息0.21%か0.46%で借入可能
- 利子補給制度があり、<u>借入後当初の3年間に支払った利息分は後から返還されます</u> ※法人事業者の場合、利息返還には要件あり

相談窓口:日本政策金融公庫

10. 無利子・無担保融資(日本政策金融公庫) 必要書類

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込時にご提出いただく書類 【国民生活事業】

	① 借入申込言	記入例	
	② 新型コロナワ	ウイルス感染症の影響による売上減少の申告書	記入例
個人営業 の方	③ 最近 2 期分の申告決算書の写し (青色申告の方は青色申告決算書、いわゆる白色申告の方は収支内訳書を含みます。)		-
	はじめて ご利用	④ <u>ご商売の概要(お客さまの自己申告書)</u> (創業計画書をご提出いただいた場合、提出は不要です。)	記入例
	いただく方	⑤ <u>創業計画書</u> (事業を開始して間もない方)	記入例

④記入例 https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/covid_19_3_rei_200319.pdf

⑤記入例(美容業) https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/kaigyourei02_190507d.pdf

これから販売促進や設備投資への支出がある事業主向け補助金(審査あり)

資料34、35ページ

11. 小規模事業者持続化補助金

(全国商工会連合会か日本商工会議所※お住まいの地域による)

<補助率・上限額 ※内容の審査があり、採択された事業者のみが補助対象>

使った費用の2/3。上限50万円 (コロナ特別対応型上限100万円)

- 生産性を上げるための設備投資や、販売促進・新規顧客開拓のための広告費など幅広い費用が対象
- コロナ特別対応型はA.サプライチェーンの毀損への対応 B.非対面型ビジネスモデルへの転換 C.テレワーク環境の整備いずれかへの支出が必要

<締切(当日消印有効)>

次回(第2回)締切6月5日。第3回締切10月2日。最終締切2021年2月5日 (コロナ特別対応型:初回〆切5月15日。第2回締切6月5日。第3回締切8月7日。)

- 市区町村から売上減少の証明書をもらうと加点される
- 申請書の作成には事業の客観的な分析と、費用の支出が社会状況に合わせた効果的な内容かどうかの説明などが必要

(様式2記載例) https://r1.jizokukahojokin.info/files/7315/8521/0553/kisairei r1y2-1 20200327.pdf

- 締切後審査、採択。採択されてから支出(2か月程度)。先に費用を支出し、補助金が入金されるのは さらに先(事業の完了報告後)になります。
- 申請書は商工会連合会か商工会議所で見ていただきアドバイスがもらえます

11. 小規模事業者持続化補助金 必要書類

- 1. 指定の様式の記入 (紙とCD-R等データで提出)
- 2. 商工会もしくは商工会議所から発行してもらう様式 ※様式を発行してもらうために数日かかります
- 3. 決算書(法人)か確定申告書(個人)
- 4. 加点要素として売上高減少証明書(市区町村発行)など ※今後電子申請も可能になる見込み(策定中)

通常申請の詳細 https://r1.jizokukahojokin.info/ 日本商工会議所 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ 日本商工会議所 https://r2.jizokukahojokin.info/corona/ 日本商工会議所 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/ 日本商工会連合会

売上が前の年の同じ月に比べて50%以上減少している人向けの給付

資料28、29ページ

12. 持続化給付金

<対象>

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者などで、<u>新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが前年同月比で50%以上減少</u>していて、2019年以前から事業収入があり、今後も事業を継続する意思がある人。

<給付額>

法人は200万円、**個人事業主等は100万円**※昨年1年間の売上からの減少分を上限

売上減少分の計算方法:前年の総売上ー(前年同月比▲50%の月の売上×12)

申請方法: 「持続化給付金」HP からの電子申請のみ。電子申請が難しい方向けにはサポート会場にて申請サポート(事前予約制)開催場所: https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support.pdf

参照:<u>「持続化給付金に関するよくあるお問い合わせ</u>」

売上の減少がある事業者への地代・家賃負担軽減

資料30ページ

13. 家賃支援給付金

<対象>

中堅企業、中小企業、小規模事業者で、5月~12月において以下のいずれかに該当する者

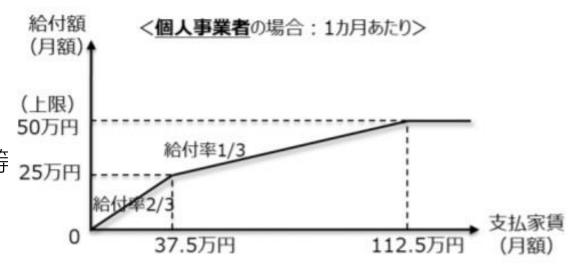
- ①いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少

<給付額>

申請時の直近の支払い家賃月額に基づき6ヶ月分。

個人事業主の場合は右の図を参照ください。

※詳細な条件や申請方法については経済産業省HP等で公表予定。



離職・廃業や収入の減少で家賃支払が難しい世帯への家賃支給(直接貸主に振込)

資料外(「住宅確保給付金+各自治体名」で検索し、HPをご参照ください)

14. 住宅確保給付金(4月30日に制度改正)

<対象>

1. ①離職・廃業から2年以内または休業等で収入が減少もしくは②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者で、資産が一定額以内で、かつ、収入基準額(下記の例参照)が自治体の定める基準より少ない方

※東京23区の例(自治体により額は異なります。3人以上世帯の場合なども各自治体HPでご確認ください。)

世帯人数	収入基準額(月額)	資産(世帯の預貯金の合計額)	支給家賃額(上限)
単身世帯	138,000円	504,000円	53,700円
2人世帯	194,000円	780,000円	64,000円
3人世帯	241,000円	1,000,000円	69,800円

2. 上記の状態になる前に、申請者が世帯の生計を主に維持していたこと

4月30日からの変更点:ハローワークへの求職申込が不要になりました

<支給額・支給方法>

上記支給家賃額を原則3か月支給。条件により最長9か月まで延長可能。

※延長の判断基準は各自治体によって異なるため、申請時にご確認ください。

14. 住宅確保給付金 必要書類

- 1. 住宅確保給付金支給申請書、申請時確認書(各自治体HP等で入手ください)
- 2. 運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等 本人確認書類
- 3. 離職者の場合離職を確認できる離職票等の写し、もしくは「離職状況等に関する申立書」と収入減等の状況を裏付ける書類
- 4. 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある人の収入が確認できる書類の写し(給与明細、通帳、年金手帳など)
- 5. 「今後収入なし申告書」
- 6. 「入居住宅に関する状況通知書」(貸主からの証明が必要)
- 7. 賃貸契約書(申請日において有効なもの)のコピー
- 8. 申請者及び申請者と生計を一にしている同居親族の金融機関の全ての通帳の写し
- 9. 最新の公共料金の請求書や領収書のコピー

上記は一例です。必要書類は各自治体によって異なる場合があるので必ず事前にHPを確認いただき、不明点はお問い合わせください。郵送で手続きできる自治体と窓口で申請が必要な自治体があります。

14. 住宅確保給付金の問い合わせ先はお住まいの市区町村役所になります。

全国の連絡先一覧はこちら

窓口での相談・申請の自治体では、感染への注意を忘れずに。

事前にお住まいの地域の役所に電話でご相談ください。

住民票がある全ての人への給付金

資料外(「特別定額給付金ポータルサイト」をご参照ください)

15. 特別定額給付金

<対象>

令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている人1人につき10万円

<給付方法>

世帯主の口座に振込

- <申請方法> 各市区町村郵送方式の申請受付開始日から3か月以内が申請期限です
- ①郵送で申請:市町村から郵送された申請書に振込先口座を記入。振込先口座の確認書類のコピーと本人確認書類のコピーを同封。
- ②オンラインで申請(マイナンバーカードを持っている人のみ利用可能):マイナポータルから振込先口座を入力。振込先口座の確認書類をアップロードして申請。
- ※やむを得ない場合に限り窓口での申請と給付が認められます。

受付・給付開始日は市区町村において決定されます。

<問い合わせ先>特別定額給付金コールセンター 0120-260020

.20-260020 (9:00-20:00)